

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2			基準単価(一般地区鉄筋484,000円、離島地区鉄筋484,000円等)×基準面積(無床診療所160㎡、医師住宅80㎡、看護師住宅80㎡等) 1か所につき1,000千円(下限) へき地診療所、医師住宅、看護師住宅	へき地診療所	医療人材課 医師確保班 北林 059-224-2326
へき地医療拠点病院施設整備事業	1	1/2	1/2		病棟 基準単価(鉄筋484,000円等)×基準面積(1,000㎡) 診療棟 基準単価(鉄筋484,000円等)×基準面積(1,000㎡) 医師住宅 基準単価(鉄筋484,000円等)×基準面積(80㎡)2戸限度	へき地医療拠点病院	
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	1/2	1/2			基準数 1施設当たり (1)死亡時画像診断室設備の場合 42,621千円 (2)解剖室設備の場合 105,782千円 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費または工事請負費 (解剖室、薬物検査室。CT室、MRI室)	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	1/2	1/2			基準単価 (1)通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 23千円 (2)水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 22千円 (3)パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 27千円 (4)消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 26千円 消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り加算 1施設当たり 2,350千円 スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
	定額	1			基準単価 1施設当たり 1,222千円 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費		
院内感染対策施設整備事業	1/3	1/3			病院の感染者のための個室整備 1室当たり 15,724千円 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備する場合、加算 35,787千円 医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	民間病院	
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	1/3	1/3			対象の長さ1m 当たり基準単価 93千円 （ただし30m を上限とする。） ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	病院の開設者	
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	1/2	1/2			へき地医療拠点病院 344,666千円 へき地診療所 19,759千円 新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく市町の津波避難対策緊急事業計画に記載された施設	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	2/3	1/3	1/3		基準額 【病床確保に係る協定締結医療機関】 ・病室の感染対策に係る整備に要する工事費又は工事請負費 1室当たり 29,420千円	病床確保に係る協定締結医療機関	感染症対策課 感染症対策企画班 伊藤 059-224-2352
	1	1/2	1/2		基準額 【病床確保に係る協定締結医療機関】 ・病棟等の感染対策に係る整備に要する工事費又は工事請負費 対象面積1.0㎡当たり 484千円	病床確保に係る協定締結医療機関	
					基準額 【病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供にかかる協定締結医療機関】 ・個人防護具保管施設の整備に要する工事費又は工事請負費 対象面積1.0㎡当たり 484千円	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供にかかる協定締結医療機関	
分娩取扱施設施設整備事業	1/2	1/2			基準額 ・分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （１）分娩室、病室、入所室等 基準面積 194㎡ 基準単価 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 木造 355,000円 （２）宿泊施設 基準面積 室数×40㎡（ただし、2室を上限とする。） 基準単価 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 木造 355,000円	厚生労働省「産科医療確保事業等実施要綱」に適合する病院、診療所、助産所	医療政策課 地域医療班 八木 059-224-3370

（注）

- ※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
- ※ 補助条件等については、各事業それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
- ※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
- ※ 基準単価、基準面積は補助の上限で、実整備単価、面積がそれ以下の場合は実際の単価、面積となります。
- ※ 特に区分のない基準単価は“鉄筋コンクリート”の単価を記載しています。“ブロック”“木造”については別に定めています。
- ※ 補助率、経費負担割合及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。
- ※ あくまでも一覧表は概略で、省略してある部分がありますことをご承知おください。詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり 16,500千円（医療機器）	へき地診療所	医療人材課 医師確保班 北林 059-224-2326
へき地巡回診療車(船)整備事業	1/2	1/2			基準額 診療車 1 台当たり 1,426千円	公立病院、公的病 院、民間病院又は診 療所	
へき地医療拠点病院設備整備事業	1	1/2	1/2		基準額 1 か所当たり 55,000千円（医療機器） 250千円下限 27,500千円（歯科医療機器） 50千円下限	へき地医療拠点病院	
遠隔医療設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり次に掲げる額の合計額 1 遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598千円 (2)依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390千円 (2)依頼側医療機関 14,855千円 3 遠隔手術指導 5,580千円 4 オンライン診療装置 2,660千円 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費 1 か所につき150千円（下限）	公立病院、厚生労働 大臣の認める者	1～3 医療政策課 医療計画班 木造 059-224-3374 4 医療人材課 医師確保班 北林 059-224-2326
産科医療機関設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり 17,035千円 産科医療機関として必要な医療機器購入費 1 品につき100千円（下限額）	前年度末において、 分娩を取り扱う病院 の数が1以下であ り、かつ分娩を取り 扱う診療所の数が2 以下である2次医療 圏 他に産科医療機関の 無い離島 公立病院、公的病 院、厚生労働大臣が 適当と認める者	医療人材課 医師確保班 北林 059-224-2326
分娩取扱施設設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり 17,035千円 分娩取扱施設として必要な医療機器購入費 1 品につき100千円（下限額）	厚生労働省「産科医 療確保事業等実施要 綱」に適合する病 院、診療所、助産所	医療政策課 地域医療班 八木 059-224-3370

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 1. 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2. 解剖室設備の場合 53,700千円 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	1/2	1/2			基準額 1台あたり212千円 停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	病院、診療所	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	1	1/2	1/2		基準額 【病床確保に係る協定締結医療機関】 1. 簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320千円 2. 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350千円 3. 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 【発熱外来に係る協定締結医療機関】 1. 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350千円 2. 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 3. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1か所当たり 905千円	病床確保に係る協定締結医療機関、発熱外来に係る協定締結医療機関	感染症対策課 感染症対策企画班 伊藤 059-224-2352

- ※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
- ※ 補助条件等については、各事業それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
- ※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
- ※ 基準額は補助の上限で、実整備額がそれ以下の場合は実整備額が選定額となります。
- ※ 補助率、経費負担割合及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。
- ※ あくまでも一覧表は概略で、省略してある部分がありますことをご承知おきください。詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
休日夜間急患センター施設整備事業	0.33	0.33			鉄筋コンクリート造 基準単価(484,000円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満 ブロック造 基準単価(214,000円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満 木造 基準単価(355,000円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)	医療政策課 地域医療班 南山 059-224-3370
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(484,000円)×基準面積(150㎡) 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×心臓病専用病床数(CCU)(2床を限度とする) 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×脳卒中専用病床数(SCU)(2床を限度とする)	公的病院 民間病院 (病院群輪番制病院及び共同利用型病院)	
救急ヘリポート施設整備事業	0.33	0.33			基準単価 60,772千円 ヘリポート整備に要する工事費等	公的病院 民間病院	
ヘリポート周辺施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価 212,838千円(格納庫1か所あたり) 格納庫整備に要する工事費等 基準単価 134,038千円(給油施設1か所あたり) 給油施設整備に要する工事費等 基準単価 134,038千円(融雪施設1か所あたり) 融雪施設整備に要する工事費等	ドクターヘリ基地病院等	
救命救急センター施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(484,000円)×基準面積(2,300㎡) 加算 ヘリポート 96,836千円 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×心臓病専用病床数(CCU)(4床を限度とする) 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×脳卒中専用病床数(SCU)(4床を限度とする) 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×小児救急専門病床数(6床を限度とする) 基準単価(484,000円)×15㎡(1床当たり)×重症外傷専用病床数(4床を限度とする)	救命救急センター (公立病院を除く)	

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
小児救急医療拠点病院施設整備事業	0.33	0.33			(鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×基準面積(150㎡)	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370
小児医療施設施設整備事業	0.33	0.33			小児専用病棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×基準面積(800㎡) (ブロック) 基準単価(214,000円)×基準面積(800㎡) 診療棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×基準面積(800㎡) (ブロック) 基準単価(214,000円)×基準面積(800㎡)	公的病院 民間病院	
周産期医療施設施設整備事業	0.33	0.33			周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。) (鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×基準面積(300㎡) (ブロック) 基準単価(214,000円)×基準面積(300㎡)	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 八木 059-224-3370
地域療育支援施設施設整備事業	0.5	0.5			病棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×130㎡(1床当たり) ×病床数(10床を限度とする) (ブロック) 基準単価(214,000円)×130㎡(1床当たり) ×病床数(10床を限度とする) 診療棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(484,000円)×130㎡(1床当たり) ×病床数(10床を限度とする) (ブロック) 基準単価(214,000円)×130㎡(1床当たり) ×病床数(10床を限度とする)	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
共同利用施設施設整備事業	0.33	0.33			開放型病棟 基準単価(☆)×基準面積(★) ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★一般病床数(50床を限度)×1床あたり基準面積(耐火構造13.88㎡、ブロック・木造12.56㎡) 特殊診療棟 基準面積(300㎡) ※上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ※補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする	民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 石田 059-224-2337
医療施設近代化施設整備事業	0.33	0.33			精神病棟 基準単価(☆)×基準面積(★)×整備後の病床数+加算 ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★各床の病室面積6.4㎡以上かつ病棟面積18㎡以上 25㎡ 各床の病室面積5.8㎡以上かつ病棟面積16㎡以上 22㎡ その他結核病棟改修等については医療施設近代化施設整備事業実施要綱を参照のこと。※上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ※補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする	厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に適合する病院、診療所(公立医療機関を除く) 病床過剰地域は、10%以上の病床削減が必要 その他条件有り	
地域災害拠点病院施設整備事業	0.83	0.50	0.33		耐震強化 ・補強が必要と認められるもの 基準単価(84,100円)×基準面積(2,300㎡) ※免震化工法による場合は基準単価(92,510円)とする。 ・耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準単価(399,800円)×基準面積(2,300㎡) ※免震化工法による場合は基準単価(439,780円)とする。 受水槽 167,974千円、給水設備 78,989千円	災害拠点病院 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370
	0.66	0.33	0.33		備蓄倉庫 56,113千円、非常用自家発電設備 182,276千円 ヘリポート 96,836千円、燃料タンク 36,426千円		
災害拠点精神科病院施設整備事業	0.50	0.50			耐震強化 基準単価(47,500円)×基準面積(2,300㎡) 耐震強化(Is値が0.4未満) 基準単価(225,500円)×基準面積(2,300㎡)	災害拠点精神科病院 (公立病院を除く)	健康推進課 精神保健班 稲葉 059-224-2273
	0.33	0.33			非常用自家発電装置 161,049千円、受水槽 148,413千円、 給水設備 69,790千円、燃料タンク 32,184千円		

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
特殊病室施設整備事業	0.33	0.33			特殊病室（無菌室）の整備に必要な工事費又は工事請負費 1室当たり 79,531千円	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 石田 059-224-2337
治験施設施設整備事業	0.33	0.33			治験専門外来 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(253,500円)×基準面積 (100㎡) ブロック造の場合 基準単価(221,600円)×基準面積 (100㎡) 治験管理部門 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(209,000円)×基準面積 (75㎡) ブロック造の場合 基準単価(182,500円)×基準面積 (75㎡)	民間病院	雇用経済部新産業振興課 成長産業・ライフイノ ベーション班 山際 059-224-3113
医療施設等耐震整備事業	0.50	0.50			補強が必要と認められるもの 基準単価(84,100円)×基準面積(2,300㎡) ※免震化工法による場合は基準単価(92,510円)とする。 耐震構造指標のIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設 等 耐震構造指標のIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準単価(399,800円)×基準面積(2,300㎡) ※免震化工法による場合は基準単価(439,780円)とする。	病院 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370
	0.50	0.50			補強が必要と認められるもの 基準単価(32,600円)×基準面積(2,300㎡) 耐震構造指標のIs値が0.3未満のもの 基準単価(155,000円)×基準面積(2,300㎡)	看護師等養成所 (公的団体及び国立大学法人を除く)	医療人材課 看護職員確保班 三福 059-224-2053

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	0.33	0.33			救命救急センター 1,156,561千円 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 120,603千円 救急告示病院 120,603千円 在宅当番医制病院 120,603千円 在宅当番医制診療所 19,759千円 在宅当番医制歯科診療所 19,759千円 休日夜間急患センター 19,759千円 休日等歯科診療所 19,759千円 時間外診療実施診療所 19,759千円 基幹災害拠点病院 1,018,463千円 地域災害拠点病院 672,866千円 周産期母子医療センター 125,265千円 小児救急医療拠点病院 42,340千円 在宅医療実施病院 120,603千円 在宅医療実施診療所 19,759千円 在宅医療実施歯科診療所 19,759千円 がん医療実施診療所 19,759千円 脳卒中医療実施病院 120,603千円 精神科病院 120,603千円 精神科救急医療センター 1,156,561千円 助産所 19,759千円	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく市町の津波避難対策緊急事業計画に記載された施設 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
アスベスト除去等整備事業	0.33	0.33			1㎡当り54,100円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積 ※既存病床数の割合による調整率を乗じる 105%以上 調整率 0.95 105%未満 調整率 1.00	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 石田 059-224-2337
医療機器管理室施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(295,100円・構造は鉄筋コンクリート)×基準面積(80㎡) ※上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 ※既存病床数の割合による調整率を乗じる 105%以上 調整率 0.95 105%未満 調整率 1.00 ※補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする	民間病院	
地球温暖化対策施設整備事業	0.33	0.33			1 医療機関あたり 104,518千円 ※既存病床数の割合による調整率を乗じる 105%以上 調整率 0.95 105%未満 調整率 1.00	公的病院 民間病院	
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	0.5	0.5			鉄筋コンクリート 基準単価(484,000円)×基準面積(80㎡) ブロック 基準単価(214,000円)×基準面積(80㎡) 木造 基準単価(355,000円)×基準面積(80㎡)	厚生労働大臣が適当と認めるもの	医療人材課 看護職員確保班 成田 059-224-2053
医療施設浸水対策事業	0.33	0.33			医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439千円 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591千円 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300千円 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158千円	病院及び診療所 (公立病院を除く) ※国土交通大臣、知事、市町長が公表する浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であることが条件	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各事務担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
休日夜間急患センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 4,400千円（医療機器等） 人口10万以上 3,300千円（医療機器等） 人口5万～10万未満 1 品につき 33千円（下限額）	公的病院、民間病院 （市町の委託含む）	医療政策課 地域医療班 南山 059-224-3370
小児初期救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 11,000千円（医療機器）	公的病院、民間病院 （市町の委託含む）	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 22,000千円（医療機器） 6,285千円（心臓病専用機器） 6,285千円（脳卒中専用機器） 2,774千円（心電図受信装置） 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院 （病院群輪番制病院又は共同利用型病院）	医療政策課 地域医療班 南山 059-224-3370
救命救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 256,300千円（医療機器） 62,856千円（心臓病専用機器） 62,856千円（脳卒中専用機器） 62,856千円（小児救急専用機器） 62,856千円（重症外傷専用機器） 58,737千円（ドクターカーと医療機器） 2,774千円（心電図受信装置） 1,100千円（無線装置） 1 品につき 100千円（下限額）	救命救急センター （公立医療機関を除く）	
小児救急医療拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 22,000千円（医療機器） 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370
小児集中治療室設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1 か所当たり 11,550千円（医療機器） 1 品につき 100千円（下限額）	公立病院 公的病院 民間病院	
小児救急遠隔医療設備整備事業	3/4	1/2	1/4		基準額 （支援側医療機関）1 か所当たり 25,073千円 （依頼側医療機関）1 か所当たり 29,159千円（病院） 1 か所当たり 23,104千円（診療所） 遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、 テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	公立病院 公的病院 民間病院	
小児医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 26,400千円（医療機器） NICUに必要な医療機器を整備する場合 9,900千円にNICUベッド1床当たり1,650千円を それぞれ加算（ただし、16,500千円を限度） 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
周産期医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所当たり 31,975千円（医療機器） 1 か所当たり 32,039千円（ドクターカー） 1 品につき 100千円（下限額。医療機器に限る。）	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 八木 059-224-3370

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
共同利用施設設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1 か所あたり 220,000千円（医療機器等） 1 品につき 1,000千円（下限額） 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費 ※地域医療支援病院における共同利用部門設備整備事業については、補助率2/3（国1/3、県1/3）	公的病院 民間病院 ※地域医療支援病院の場合、上記に加え、地方公共団体や地方独立行政法人も補助対象となる	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
地域災害拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所あたり 19,224千円（医療機器等） 31,865千円（緊急車両） （ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。） 1 か所につき 100千円（下限額。医療機器等に限る。）	災害拠点病院 （公立病院を除く）	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370
NBC災害・テロ対策設備整備事業	10/10	1/2	1/2		基準額 1 か所あたり 33,762千円 （NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入）	災害拠点病院 救急救命センター	
災害拠点精神科病院等設備等整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1 か所あたり 8,676千円 1 か所につき 100千円（下限額） （災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費）	災害拠点精神科病院 DPAT先遣隊を有する病院	健康推進課 精神保健班 稲葉 059-224-2273
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1 か所あたり 19,224千円（医療機器等） 31,685千円（緊急車両）	県と災害・感染症医療業務従事者派遣に関する協定を締結している医療機関	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
医療施設非常用通信設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1 か所あたり 741千円 災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費 1 か所につき 33千円（下限額）	救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院 （公立病院を除く）	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370
人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1 か所あたり 14,080千円（多人数用人工腎臓装置） 7,150千円（単身用人工腎臓装置） 人工腎臓装置の購入 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
HLA検査センター設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり 22,000千円 組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
院内感染対策設備整備事業	2/3	1/3	1/3		初度設備 基準額 総病床数 50床未満 1,066千円 50床以上100床未満 1,386千円 100床以上200床未満 2,243千円 200床以上300床未満 3,416千円 300床以上 4,590千円 病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費 1 品につき 33千円（下限額）	公的病院 民間病院 ※地方独立行政法人を除く	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
地域療育支援施設設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1 か所当たり 3,300千円×病床数 ただし、10床分を限度とする。 1 品につき 100千円（下限額）	公的病院	医療政策課 地域医療班 岡本 059-224-3370
内視鏡訓練施設設備整備事業	1/2	1/4	1/4		手術台等 基準額 1 か所当たり 220,000千円 内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	公的病院 民間病院 ※地方独立行政法人を除く	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 石田 059-224-2337
アスベスト除去等整備促進事業	定額	1			基準額 1 棟当たり 250千円 病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費	公立病院 公的病院 民間病院	

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
医療コンテナ活用促進事業	1/2	1/2			基準額 1 か所あたり 11,227千円（購入・運搬・設置料）	災害拠点病院	医療政策課 地域医療班 安立 059-224-3370

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各事務担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
看護師等養成所施設整備事業	0.50	0.33	0.17		鉄筋コンクリート 基準単価(129,600円) ブロック 基準単価(112,400円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(129,600円) ★新築の場合 看護師等養成所 学生定員×20㎡(2年課程(通信制)は3㎡) 准看護師養成所 学生定員×17㎡ 増築の場合は新築の場合に準じる、改築及び改修の場合は既存面積 他	看護師等養成所 (独立行政法人、公的養成所を除く)	医療人材課 看護職員確保班 三福 059-224-2053
看護師勤務環境改善施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(159,900円) ブロック 基準単価(139,700円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(159,900円) ★1看護単位につき 50㎡ ※ナースコール加算単価(114,200円/㎡)	病院(公立、公的医療機関を除く)	
看護師宿舍施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(178,500円) ブロック 基準単価(156,000円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(178,500円) ★一室あたり 33㎡	病院(公立、公的医療機関を除く)	
看護師等養成所初度設備整備事業	0.50	0.33	0.17		基準額 1か所当たり 13,335千円(助産師養成所は21,735千円) ただし、一品の価格が50,000円(助産師養成所は10,000円)以上の標本、 模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	新設の看護師等養成所 (独立行政法人、公立養成所を除く)	
病院内保育所施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(148,300円) ブロック 基準単価(129,900円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(148,300円) ★収容定員(上限30名)×5㎡	病院、診療所(新設のみ、 公立を除く)	医療人材課 医師確保班 川口 059-224-2326

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
病床機能分化推進基盤整備事業	1/2	1/3	1/6		新築・改築・改修 転換病床数1床当たり 4,270千円（予定） 回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、療養病棟又は特殊疾患病棟へ転換するために必要な工事費または工事請負費	病院	医療政策課 医療計画班 前川 059-224-3374
					改修 用途変更病床数1床当たり 2,205千円（予定） 病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更するために必要な工事費または工事請負費	病院、有床診療所	
					財務諸表上の特別損失に計上される金額 病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）の処分に係る固定資産除却損、固定資産廃棄損または固定資産売却損		
					職員1人当たり 6,000千円（上限） 病床削減に伴う早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額		
病床機能再編支援事業	10/10	10/10			単独支援給付金 減少病床数1床当たり 病床稼働率50%未満 1,140千円 50%以上60パーセント未満 1,368千円 60%以上70パーセント未満 1,596千円 70%以上80パーセント未満 1,824千円 80%以上90パーセント未満 2,052千円 90%以上 2,280千円 平成30年度病床機能報告において、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（対象3区分）として報告された病床数の減少に応じた給付金の支給	病院、有床診療所	医療政策課 医療計画班 前川 059-224-3374
					統合支援給付金 減少病床数1床当たり 病床稼働率50%未満 1,140千円 50%以上60パーセント未満 1,368千円 60%以上70パーセント未満 1,596千円 70%以上80パーセント未満 1,824千円 80%以上90パーセント未満 2,052千円 90%以上 2,280千円 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床数の減少に応じた給付金の支給 ※対象3区分の病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関が対象		
					債務整理支援給付金 医療機関の統廃合において、廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の全部又は一部		

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
歯科衛生士養成所施設整備事業	0.50	0.33	0.17		基準単価(129,600円)×基準面積(施設整備後の第3学年の定員×20㎡)	新設及び修業年限を延長する歯科衛生士養成所(独立行政法人、公立、公的養成所を除く)	健康推進課 健康対策班 奥野 059-224-2294
歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1/2	1/3	1/6		基準額 1か所当たり 11,000千円 ただし、標本、模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	新たに指定を受ける歯科衛生士養成所(独立行政法人、公立、公的養成所を除く)	
地域生活支援施設・設備整備事業	【施設】 0.5 (0.33)	0.33 (0.22)	0.17 (0.11)		(施設) 鉄筋コンクリート 基準単価(178,400円)×基準面積(★)×通所者の定員 ★独立施設型 16.3㎡ ★病院付設型 11.3㎡ *補助率の()は、地方公共団体、公的医療機関以外が設置する場合に適用	地方公共団体、公的医療機関、医療法人等が設置する精神科デイ・ケア施設	健康推進課 精神保健班 稲葉 059-224-2273
	【設備】 0.5	0.33	0.17		(設備) 基準額1か所当たり21,600円×通所者の定員 *地方公共団体が対象		
がん診療施設整備事業	0.33	0.22	0.11		病棟 基準単価(175,100円)×基準面積 診療棟 基準単価(195,800円)×基準面積 ★(単価は変更の場合あり)	病院の開設者(公立を除く)	医療政策課 医療計画班 木造 059-224-3374
がん診療設備整備事業	1/3	2/9	1/9		基準額 1か所当たり 31,500千円(医療機器) 1品につき 1,600千円(下限額)	病院の開設者(公立を除く)	
分娩取扱施設開設時設備整備支援事業費補助金	1/2	1/3	1/6		分娩取扱施設の新規開設、産科又は産婦人科を標榜する診療所が新たに常勤の医師を確保して分娩取扱施設を再開又は承継する際に必要な備品等の購入費(医療施設等設備整備費補助金(分娩取扱施設設備整備費補助金)の補助対象経費を除く。) 基準額 1か所当たり 20,000千円 1品につき 100千円	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 地域医療班 八木 059-224-3370

※独立行政法人：独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連

民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各事務担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。